

佐賀県告示第 133 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大 25 トンである道路を次のとおり定め、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。

令和 7 年 7 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

指定する道路の路線名及び区間

道路の種類及び 路線名	区間
県道 中原鳥栖線	鳥栖市高田町字亀ノ甲 160 番 2 地先から 鳥栖市下野町字八軒屋 179 番 3 地先まで
県道 久留米基山筑紫 野線	鳥栖市宿町字平塚 716 番 1 地先から 鳥栖市真木町字赤江 1054 番 1 地先（県境）
県道 小郡基山線	三養基郡基山町大字小倉字野入 7 番 1 地先から 三養基郡基山町大字小倉字箱町 478 番 1 地先まで